

宗像ユリックス総合公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

宗像市長 様
(指定管理者：公益財団法人 宗像ユリックス)

(申請者) 住 所
 団体名
フリガナ
 氏 名(代表者) 印
 TEL

宗像ユリックス総合公園条例第4条第1項ただし書の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

行 為 を 行 う 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 の 面 積	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	始期： 令和 年 月 日 終期： 令和 年 月 日
行 為 の 内 容	
総合公園の原状回復の方法	
そ の 他	

注 「行為の種類」は、宗像ユリックス総合公園条例第4条第1項各号の分類を記入し、「行為の内容」は、その具体的内容を記入すること。

※処理欄	許可年月日	事務局長	ディレクター	プランナー	受付者

備考 ※印のところは、記入しないでください。

○宗像ユリックス総合公園条例(抜粋)

行為の制限について

第4条 総合公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が管理のため必要がある場合又は市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 総合公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 土地の形質を変更すること。
 - (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
 - (6) たき火をし、又は火気を持ち遊び、その他危険な遊びをすること。
 - (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
 - (8) 市長が指定する禁止区域に立ち入ること。
 - (9) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (10) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (11) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (12) 興行を行うこと。
 - (13) 総合公園をその用途以外に利用すること。
- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項及び市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項ただし書又は前項の許可に総合公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

使用料等について

第12条の3 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第4条第1項第9号から第13号までに規定する行為について同項ただし書の許可を受けた者は、宗像市公園条例(平成15年宗像市条例第130号。以下「公園条例」という。)の規定の例により算定した使用料等を納付しなければならない。

○宗像市公園条例(抜粋)

別表第1(第7条関係) 公園使用料について

種 目	単 位	期 間	金 額
行商、募金その他これらに類するもの	1 件	1 日	100 円
業として写真を撮影するもの	撮影機(写真機) 1 台	1 月	540 円
業として映画を撮影するもの	1 件	1 日	1,100 円
運動会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	1 件	1 日	1,100 円
その他のもの	1m ²	1 月	10 円